

## 第6回八頭町議会定例会 追加議案 提案理由

令和2年6月17日

### 報告第8号

#### 八東地域振興株式会社の経営状況について

近年、常態化しつつある国道29号の交通量の減少や、お客様の高齢化等も顕著なことに加え、事業環境は年ごとに厳しさを増しておりますが、昨年は2018年(平成30年)12月に策定いたしました「経営改善方針」に基づき事業展開を行い、店舗への来客数は前年比101%と、微増いたしました。

具体的には、地元を中心とした新規のお客様へのサービス向上を図るため、出荷者の会(会員72名)を中心とした売り出しや、8月から11月までの4ヶ月間、毎月2回の土曜市を開催し、また、地元生産組合やJA生産部、私都のまちづくり委員会等の地域団体と連携し、各種イベントの開催など集客数の増加に努めてきましたところです。

りんご観光園につきましては、観光園の宣伝広報や加工業者への販売等、売上アップに取り組みましたが、交配時期の悪天候による着果率の減少、また、若木への改植を進めていることや、例年12月に開催しておりました「りんご祭り」が開催できなかったこともあり、売上高は減少(前年比89.3%)したものの、経費の節減に努め、若干の黒字となりました。

全体の総売上高は、前年比101.1%の4,725万1千円余となりましたが、水道光熱費等の増加や出荷生産品の売上増加に伴う利益率の低下等により1,322千円余の経常損失を計上することとなりました。加えて、前年度において経理上のミスによる売上の過大計上があったことから、710,120円の特別損失を計上し、当期損失金は、2,215,200円となりました。

今後は、収益向上対策として、観光園とフルーツセンターのより密な連携を図り、体験できる観光資源としての魅力化に努め、今まで以上に地元団体・生産者とタイアップしたイベントの開催や、SNS(新たにTwitterの開設を検討中)による情報発信強化を図ってまいりたいと考えております。

以上で、令和元年度の八東地域振興株式会社の経営状況の報告といたします。

## 報告第9号

### 若桜鉄道株式会社の経営状況について

6月12日に株主総会が開催され、令和元年度の事業報告がございました。令和元年度の事業概要を申し上げますと、旅客人員は35万4千人弱で、前年に比べ約3千人余の増加となりました。

これは、鳥取市内から八頭高校へ通学する生徒の八頭高校前駅から郡家駅間の通学定期利用者が、増加したことが主因であります。

旅客収入につきましては、4,850万円余で、前年比約4百万円弱の減少となりました。観光列車「若桜号」の運行開始に合わせ予定していた観光列車3両の連結ツアーを含め、6ツアーが新型コロナウィルス対策の影響により中止となったことや、沿線高校生の減少、また、令和2年度からの通学定期助成の変更に伴う、3月の定期購入の買い控えなどが影響したものと考えられます。

安全対策としまして、枕木交換、保安設備、コンクリート柱の改良など安全関連施設の整備を行っております。また、今年3月には3両目の観光列車「若桜号」、八東駅の行き違い施設が完成したところです。

次に、收支の概要についてでありますと、令和元年度の営業収益として運賃収入、JRに貸し出す車両使用料収入、本町及び若桜町から委託を受けて実施する整備事業などの受託費、売店売上などの営業外収益を合計しますと、5億5,122万円余の収入がありました。

この収入に対しまして、人件費、業務費、運輸費、修繕費などの支出合計額は、5億5,091万円余となり、単年度決算では、8万7千円余の黒字となりました。

今年に入り、新型コロナウィルス対策等により、運営は非常に厳しい状況にありますが、八東駅の行き違い施設も完成をいたしました。利便性の向上はもとより、3両の観光列車や、豊かな地域資源を活用し、今後も地域の皆様はもとより多くの皆様方に若桜鉄道に乗っていただけるよう努力をしてまいりたいと考えております。

以上で、令和元年度の若桜鉄道株式会社の経営状況の報告といたします。

## 議案第 107 号

### 八頭町財産区管理委員の選任について

平成 29 年 9 月定例会で「篠波財産区」の管理委員の選任ご同意をいただいたところですが、委員の事情により、この度、1名の方が辞任されました。

本議案は、改めて「篠波財産区」から推薦された方を財産区管理委員に選任をしようとするものです。

委員の任期は、4年と定められておりますが、今回は、前委員の残任期間となり、令和 3 年 9 月 27 日まであります。

## 議案第 108 号

### 八頭町の町長及び副町長並びに教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について

皆さん方もご承知のように新型コロナウイルス対策のため、県内でも約 1 カ月の緊急事態宣言期間がありました。

町内におきましても外出自粛や施設利用など、町民の皆さん方に不自由な生活をお願いしましたし、また、コロナ対策の状況を判断され、自主休業に踏み切られた事業者の方もありました。

本条例の一部改正につきましては、いまだにコロナの影響を受けている町民の皆さん方や町内事業者の皆さん方の状況を踏まえまして、痛みを分かち合うべきと考え、この度、6 月期の期末手当の減額を行おうとするものです。

なお、趣旨に賛同を得ました副町長、教育長につきましても同様に一部減額しようとするものであります。

なお、期末手当減額分につきましては、コロナの影響を受けている皆さん方への支援の財源に充てたいと考えております。